

農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設 災害復旧事業事務取扱要綱の運用について

平成元年4月1日付け元構改D第149号
最終改正 令和2年4月1日付け元農振第3617号

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
国土交通省北海道開発局長
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産省農村振興局長

農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（平成元年4月1日付け元構改D第148号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2、第12及び第13の規定に基づき、下記のとおり定めたので、御了知の上、事業の実施に当たって特段の御配慮をお願いする。

なお、貴管下各都府県知事に対しては貴職から通知願いたい。

記

1 採択下限について

要綱第2でいう「農村振興局長が別に定める要件」は、1地区の復旧事業費（当該地区内における1箇所の復旧事業費75万円以上のものの合計額をいう。）が500万円以上であり、かつ当該事業に係る地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の1を越えるものであることとする。

2 軽微な変更について

- (1) 要綱第4、第7及び第12でいう「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質等、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)に規定する軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

3 災害関連事業の申請について

- (1) 要綱第12でいう「農村振興局長が別途定める図書」とは、別紙様式第1及び別紙様式第2)のとおりとする。
- (2) 災害関連事業費の積算基準については、要綱第5を準用するものとし、原則として、農地保全に係る直轄海岸保全施設災害復旧事業費を超えないものであり、かつ、当該事業に係る地区における一箇所の災害関連事業費が5,000万円を超えるものであって、当該年度の実施計画に計上されている施工箇所以外のものとする。

(別紙様式第1)

年発生直轄 地区災害関連事業費総括表

基本事業種別	被災年月日	所在地

農政局名
北海道開発局〇〇開発建設部
沖縄総合事務局

(単位：千円)

発生災害別	海岸名	申請事業費				備考
		箇所	工事費	工事諸費	計	

3. 災害関連事業設計書

(1) 事業費内訳表

〇〇地区 災害関連事業費内訳表

金

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
本 工 事 費					(A)
}					
測 量 設 計 費					$(A) \times \frac{1.6}{100}$
船 舶 及 び 機 械 器 具 費					$(A) \times \frac{1.2}{100}$
用地費及び補償費、営繕費					
工 事 費					(B)
工 事 諸 費					$(C) = (B) \times \alpha$
(緊 急 応 急 費)					(D)
事 業 費					$(B) + (C) + (D)$

(2) 工事内訳書

(3) 単 価 表

(4) 各種計算書

(5) 各種図面

復旧事業と同一扱いとする。
(土地改良事業等請負工事の原価積算)

ア 地区一般平面図

イ 平面図

ウ 縦横断面図

エ 主要構造図

被災前、被災後の状況、復旧計画、関連事業計画を区分して表示すること。

4. 負担金の比率

地区名	事業費	国庫負担率	地方負担率				備考
			都道府県				
		%	%	%	%		
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		